

○津山圏域資源循環施設組合職員の通勤手当に関する規則

平成27年2月20日

津山圏域資源循環施設組合規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合職員の給与に関する条例（平成27年津山圏域資源循環施設組合条例第3号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合の職員（条例第2条第2項の職員を除く。以下「職員」という。）の通勤手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 職員の通勤手当の支給に関する事項については、通勤手当に関する規則（昭和34年津山市規則第1号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。